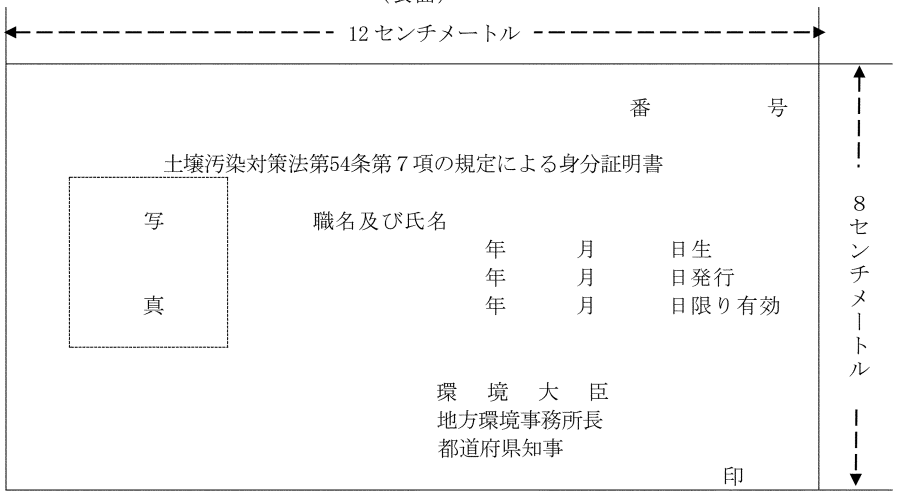
様式第十二（第二十六条関係）

（表面）



（裏面）

土壌汚染対策法抜すい

（報告及び検査）

第54条　（略）

２～４　（略）

５　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

６　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

７　第１項又は第３項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

８　第１項又は第３項から第６項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

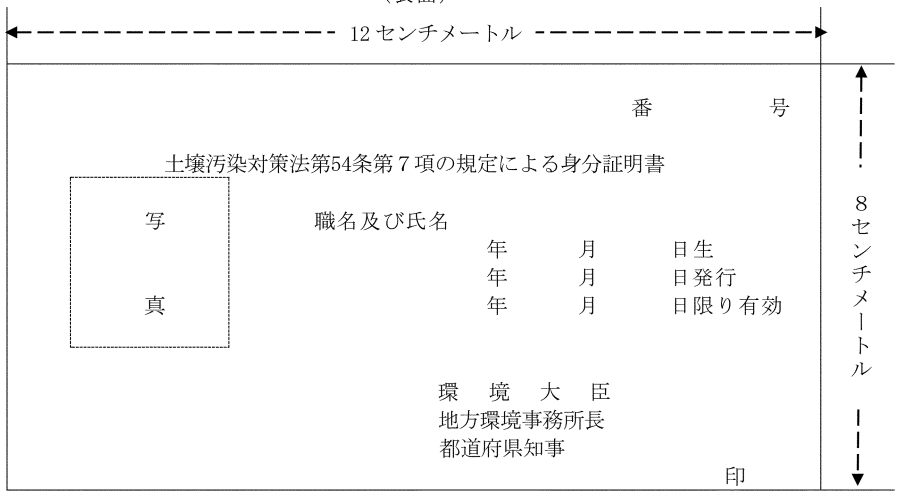
第67条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第54条第１項若しくは第３項から第６項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第十二（第二十六条関係）

（表面）



（裏面）

土壌汚染対策法抜すい

（報告及び検査）

第54条　（略）

２～４　（略）

５　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

６　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

７　第１項又は第３項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

８　第１項又は第３項から第６項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第54条第１項若しくは第３項から第６項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者